

令和8年度大阪支部 事業計画および予算計画(案)について



広報部鳥 けんぽん
©2018 協会けんぽん大阪支部

令和8年度 大阪支部事業計画（案）の概要

令和8年度事業計画の位置づけ

- 2024年度からスタートした第6期保険者機能強化アクションプランでは、3年間で達成すべき主な取組に加え、達成状況を評価するためのKPIを定めている。
- 本事業計画は、第6期保険者機能強化アクションプランの目標を達成できるよう、令和8年度に実施すべき取組と進捗状況を評価するためのKPIを定めるものである。

(1) 基盤的保険者機能

【主な重点施策】

●健全な財政運営

- ・支部評議会での保険料率に関する丁寧な説明及び議論を実施
- ・協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に実施

●業務処理体制の強化と意識改革の徹底

- ・すべての職員の多能化を促進し、事務処理体制を強化することによる生産性の向上
- ・電子申請に対応した事務処理体制の構築
- ・業務の標準化・効率化・簡素化の徹底及び職員の意識改革促進

●サービス水準の向上、現金給付等の適正化の推進

- ・申請の迅速な業務処理の徹底及び電子申請の利用促進に向けた広報の実施
- ・契約職員の受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上の推進
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正な実施
- ・柔道整復施術療養費等における文書照会の強化をはじめとした現金給付の適正化
- ・被扶養者資格確認リストの確実な回収による被扶養者資格の再確認の徹底
- ・レセプト内容点検の精度向上

●債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・「債権管理・回収計画」に基づいた早期回収に向けた取組の着実かつ確実な実施
- ・弁護士等と連携した効果的な催告及び法的手続きの厳格な実施
- ・オンライン資格確認を有効活用させるために日本年金機構と連携した資格関係の早期届出に関する広報の実施

●DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

- ・マイナ保険証による保険診療の周知徹底
- ・電子申請等の推進

(2) 戰略的保険者機能

【主な重点施策】

● データ分析に基づく事業実施

- ・ 医療費・健診データ等の多角的な視点での分析と結果の活用
- ・ 複数の近隣支部の分析担当者による「ブロック別分析体制」の活用による職員の分析能力の更なる向上
- ・ 外部有識者を活用した調査研究成果の活用
- ・ 地域保険等と協働した事業（地域・職域連携）を活用した健康意識の啓発等の実施

● 保健事業の一層の推進

- ・ 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を実施
- ・ 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備

● 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・ 生活習慣病予防健診について、20・25・30歳の若年層への対象拡大と人間ドック健診の創設を踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進
- ・ 生活習慣病予防健診と特定保健指導をセットにした集団健診の実施
- ・ 関係団体との連携により構築した提供スキームを活用した、事業者健診データ取得の促進
- ・ 大阪府・大阪労働局と連携した効果的な事業者健診データ取得の促進
- ・ 事業所及び健診機関との連携による、健診データ取得から保健指導まで的一体的な事業の推進

● 特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・ 標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底
- ・ 外部委託の更なる推進、健診当日の初回面談の実施及び特定保健指導の早期実施に向けた健診当日の働きかけの拡充
- ・ 主要達成目標である「腹囲2センチかつ体重2キロ減」をはじめとした成果を重視した特定保健指導の推進

● 重症化予防対策の推進

- ・ 健診当日や健診結果提供日における効果的な受診勧奨の推進
- ・ 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨の徹底
- ・ 特定保健指導の機会を活用した、早期受診の周知徹底
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、大阪府医師会と連携した取組の推進

●コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言事業所数の拡大及び健康づくりをサポートするためのコンテンツの充実
- ・ 健康宣言事業所の健康課題に着目した、訪問による改善サポートの実施
- ・ 健康づくりに関心を持つ事業主や事業所の取り組みを継続支援する「まいど！健康サポート事業」の推進
- ・ 保健師・管理栄養士、健診機関と連携した、たばこ、アルコール、女性の健康等に対するポピュレーションアプローチの実施

●医療資源の適正使用

- ・ データ分析に基づき地域の実情に応じたジェネリック医薬品の一層の使用促進
- ・ バイオシミラーの使用状況を分析および地域フォーミュラーデータ分析をもとにした医療機関や関係機関への働きかけ
- ・ 上手な医療のかかり方、セルフメディケーション、時間外受診・はしご受診等の加入者への周知・啓発

●地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

- ・ 医療計画及び医療費適正化計画に係る他の保険者等とも連携した積極的な意見発信
- ・ 医療提供体制等に係る地域医療構想調整会議等におけるデータ等を活用したエビデンスに基づく効果的な意見発信

●インセンティブ制度の実施及び検証

- ・ 重点的取組事業の明確化及び加入者・事業主へ向けた周知広報の実施

●広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- ・ 加入者・事業主目線で、地域・職域特性を踏まえた訴求力の高い広報を、多様な広報媒体や手法を組み合わせて実施
- ・ コミュニケーションロゴやタグラインを使用した協会けんぽ認知度向上
- ・ 地域・職域特性を踏まえた広報及び地元メディアへの積極的な発信
- ・ SNS（LINE）やけんぽアプリ、メールマガジンによる情報発信
- ・ 健康保険委員の活動の活性化に向けた研修会や広報誌等を通じた情報提供
- ・ 電子申請やけんぽアプリ利用拡大に向けた健康保険委員を通じた広報強化

(3) 組織・運営体制の強化

【主な重点施策】

●人事制度の適正な運用

- ・ 実績や能力に基づく人事評価結果の適正な処遇反映、実績や能力本位かつ適材適所の人事推進

●更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

- ・ 研修の体系や内容等の見直しによる更なる保険者機能の発揮に必要となる能力を兼ね揃えた人材の育成

●働き方改革の推進・風通しのよい組織づくり

- ・ 健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革の推進
- ・ 病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の推進
- ・ 職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりの積極的な取組を実施し、課題の把握力及び解決力を強化

●支部業績評価を通じた支部の取組の向上

●内部統制の強化・個人情報の保護の徹底・法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底

- ・ リスクの発生を未然に防止するための取組の拡充
- ・ eラーニング等を活用した内部統制やリスク管理に係る意識啓発

●災害への対応

- ・ 定期的に緊急時の連絡体制等を確認、訓練を実施

●費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を実施
- ・ 一者応札案件数の減少につながる施策の実施
- ・ 調達における競争性、透明性の確保

令和8年度 大阪支部ＫＰＩについて

令和8年度 大阪支部 KPI一覧

■ 基盤的保険者機能関係 ■ 戰略的保険者機能関係 ■ 組織・運営体制関係

KPI設定項目	令和8年度	令和7年度	
		支部KPI	支部実績(直近)
サービススタンダードの達成状況	100%	100%	100% (R7.11月末時点)
サービススタンダードの平均所要日数	7日以内を維持	7日以内を維持	5.58日 (R7.8月末時点)
現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率	対前年度以下	対前年度以下 (2.4%)	2.4% (R7.11月末時点)
協会けんぽのレセプト点検の査定率	対前年度以上	対前年度以上 (0.124%)	0.115% (R7.10月末時点)
協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額	対前年度以上	対前年度以上 (13,174円)	12,453円 (R7.10月末時点)
返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率	対前年度以上	対前年度以上 (63.62%)	41.5% (R7.10月末時点)
生活習慣病予防健診受診率	59.2%	57.4%	21.2% (R7.8月末時点データ登録分)
事業者健診データ取得率	9.1%	9.1%	1.3% (R7.9月末時点データ登録分)
被扶養者の特定健診受診率	30.5%	29.2%	6.6% (R7.7月末時点データ登録分)
被保険者の特定保健指導の実施率	21.0%	17.6%	14.7% (R7.6月末時点データ登録分)
被扶養者の特定保健指導の実施率	21.3%	20.2%	—
血圧、血糖、脂質の未治療者において 健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合	対前年度以上	対前年度以上 (32.3%)	32.8% (R7.10月末時点データ登録分)
健康宣言事業所数	5,900事業所以上	5,200事業所以上	5,610事業所 (R7.11月末時点)
ジェネリック医薬品使用割合	対前年度末以上	対前年度末以上 (87.6%)	88.1% (R7.7月分レセプト)
バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者の働きかけ	設定なし	実施	実施
全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	49.6%	49.2%	49% (R7.11月末時点)
SNS(LINE公式アカウント)を運用し、毎月情報発信	2回以上実施	実施	実施
健康保険委員の委嘱事業所数	対前年度以上	対前年度以上 (21,409社)	21,625事業所 (R7.11月末時点)
一般競争入札に占める一者応札案件の割合	15.0% 以下	15.0% 以下	15.15% (R7.11月末時点)

令和8年度 大阪支部事業計画（案）について

令和8年度 大阪支部事業計画(案)

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能の盤石化	<p>○ 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none">・中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。・今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 <p>【重要度：高】</p> <p>協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 280 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。安定的かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX 化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。</p> <p>【困難度：高】</p> <p>協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10% を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。</p> <p>協会は、日本最大の医療保険者として、加入者 4,000 万人を擁する健康保険を運営する公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々の社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47 の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。</p> <p>○ 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none">・業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の業務処理の多能化を進め、業務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。 <p>また、電子申請に対応した業務処理体制を構築する。</p>

- ・業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な業務処理を実施する。また、業務指導を行い、より一層職員の意識改革を促進する。
- ・迅速な給付金の支払いのため自動審査率の向上を目指し、申請書返戻率の削減など事務処理の効率化を図る。
- ・自動審査の結果、職員の確認が必要となった要因を分析し、その解消を図ることで、業務処理の効率化を図る。

② サービス水準の向上

- ・すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。また、平均所要日数7日以内を維持する。
- ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、電子申請を促進する。電子申請の促進に向けて、特に、健康保険委員及び社会保険労務士会等に積極的な働きかけを行う。
- ・加入者・事業主からの相談・照会に迅速に対応できるよう契約職員による受電体制を強化するとともに、相談業務の標準化や品質向上を推進する。
- ・「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。
- ・マイナ保険証の問い合わせに対し、的確に対応する体制を整え、加入者の利便性の向上を図る。

- KPI：
 - 1) サービススタンダードの達成状況を100%とする
 - 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する。
 - 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。

③ 現金給付等の適正化の推進

- ・業務マニュアルに基づき、日本年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実に行い、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。
- ・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、保険給付適正化PTにおいて内容を精査し、支給の可否を再確認する。また、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。

- ・海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者や施術者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施する。
また、不正が疑われる施術者は、地方厚生局へ情報提供を行う。
- ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回な施術の適正化を図るため、加入者及び施術者へ施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
- ・被扶養者資格の再確認について、未提出事業所への被扶養者状況リストの提出勧奨を強化し、確実に回収する。
- ・日本年金機構と連携して互いに勉強会等を実施し、適用徴収及び年金給付等の知識の向上を図る。

④ レセプト内容点検の精度向上

- ・「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、システムを最大限に活用した点検を実施する。また、毎月、自動点検マスターを精緻に更新し、効果的かつ効率的な点検を実施する。
- ・社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有し、点検員のスキルアップを図るとともに、内容点検効果の高いレセプトを重点的に点検する。
- ・社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。なお、社会保険診療報酬支払基金との協議事項の選定については、点検員全員で検討を行う。
- ・外部講師を活用した研修や他支部の査定事例を活用した勉強会等により、点検員のスキルアップを図り、内容点検の査定率の向上を目指す。
- ・資格点検、外傷点検について、システムを最大限に活用し、効果的かつ効率的な点検を実施する。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。また、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

- KPI : 1) 協会のレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする
(※) 査定率=協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額
2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・「債権管理・回収計画」を策定・実践し、確実な回収に努める。
- ・発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全権調定及び納付書の速やかな送付を徹底とともに、早期回収に向けた取組を着実に実施する。
- ・早期回収に努めるため、保険者間調整を積極的に活用するとともに未納者に対しては、早期の段階から弁護士等と連携した催告及び法的手続きを実施する。
- ・オンライン資格確認を有効に活用させるため、事業主からの加入者の資格関係の早期かつ適正な届出について、日本年金機構と連携し、周知広報を実施する。

- KPI : 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする

○ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

- i) マイナ保険証による保険診療の周知徹底
 - ・医療DXの基盤であるマイナ保険証について、利用率等が未だ低調であることから広く加入者・事業主にマイナ保険証の制度の概要やメリットなどの広報を行う。
 - ・マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じたマイナンバー登録勧奨を実施し未収録者の登録を進める。
 - ・マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施し正確なマイナンバーの収録を行う。

ii) 電子申請等の推進

- ・加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月にスタートした電子申請について、利用率向上のため加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。特に、健康保険委員及び社会保険労務士会については、利

令和8年度 大阪支部事業計画(案)

	<p>用率向上に大きく貢献することから、より一層の働きかけを強化する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながるとともに、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療DXの基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝えてマイナ保険証の利用を促進していくことは保険者として力を入れて取り組む必要がある。また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少など業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促していくことは重要度が高い。加えて、けんぽアプリについては、段階的な機能充実を着実に進めしていくことで、加入者4,000万人一人ひとりに直接届くサービスや情報提供につながるため、重要度が高い。</p>
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮	<ul style="list-style-type: none">○ データ分析に基づく事業実施<ul style="list-style-type: none">① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上<ul style="list-style-type: none">・本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、地域・年齢・業態・病態・診療行為等の多角的な視点で大阪支部医療費の特徴や課題を分析・評価する。・複数の近隣支部の分析担当者による「ブロック別分析体制」を活用し、ブロックで課題やスキル・知識及び取組を共有し担当者の能力の底上げを図るとともに、担当者が分担・協力して設定した課題や支部固有の課題に対する分析を実施、実践に生かす。【重要度：高】<p>調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。</p>② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用<ul style="list-style-type: none">・協会が保有している医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した分析事業を実施する。【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

③ 好事例の横展開

i) 地域保険等と協働した事業（地域・職域連携）の推進

- ・職域保険である協会けんぽと大阪府や大阪府下各市が協働して健康意識の啓発等を行うことにより、地域住民全体の健康向上を目指す。
- ・2023（令和5）年度末に開始した保健事業等に関するモデル事業（地域保険と連携したモデル事業）を参考に、関係団体との連携を模索しながら地域・職域連携の一層の推進を図る。

【重要度：高】

医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、医療費上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

また、支部が地域保険と協働して事業を実施することは、被用者保険と地域保険の垣根を越えて連携することにより地域住民全体の健康度の向上に寄与しようとするものであり、その横展開を図ることの意義は大きい。

○ 健康づくり

① 保健事業の一層の推進

i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組

- ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、大阪支部の第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、8年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。
- ・6ヶ年間計画である第3期保健事業実施計画の前半最後の年度であることから、終了時点（令和11年度末）で6年後に達成する目標（健康課題を踏まえた検査値等の改善目標）を確実に達成できるよう中間評価を行い、後半期（令和9～11年度）

の実行計画をより実効性の高い計画とする。

ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備

- ・全国研修や地域別研修後の支部保健師のOJTを確実に実施することで、保健師、管理栄養士の更なる質の向上を図る。
- ・契約保健師、管理栄養士が担う新たな役割を踏まえて、特定保健指導等3本柱をより推進するためのグループ基盤・風土づくりを強化し、ポピュレーションアプローチとコラボヘルス等取組を拡大する。
- ・本部が開催する専門職以外の事務職員・管理職等の研修や支部間のコミュニケーションを通じて、保健事業を理解する職員の育成を図る。
- ・各地域職域連携会議等への参画を通じ、地域と職域の連続した健康づくりの推進を目指す。(SDGs)

② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

■ 被保険者

i) 生活習慣病予防健診

- ・若年者「20・25・30歳」への対象拡大と人間ドック健診の創設を踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨をさらに強化する。(大阪府・商工会議所等)
- ・実施率への寄与度が大きい事業所規模や業態、地域等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで効率的・効果的な受診勧奨を実施する。
- ・生活習慣病予防健診と特定保健指導がセットになった集団健診を実施し、サービスの向上と健診指導両方の実施率向上を図る。
- ・乳がん・子宮頸がん検診等女性を対象とした効果的な受診啓発及び受診勧奨を強化する。
- ・健診機関の実績評価を踏まえたアプローチや健診推進経費を活用した取組を強化する。

ii) 事業者健診データ

- ・運輸団体と構築したデータ提供スキームを確実に機能させることにより、データ取得可能事業所の拡大を図る。
- ・事業所からの同意書・情報提供依頼書の提出を促進するために外部委託による勧奨を強化する。
- ・事業主の理解を促進するため、大阪府・大阪労働局との3者連名による勧奨通知文を送付する。

- ・事業所と健診機関との連携を図り、事業者健診データ取得から特定保健指導までの一体的な健康づくりの習慣化を図る。

■ 被扶養者

iii) 特定健康診査

- ・令和9年度からの健診内容拡充を見据え、加入者・健診機関への受診動機等、アンケート調査を行う。
- ・協会主催により健診会場やオプション健診等を充実させた集団健診の提供を図る。
- ・自治体との連携による特定健診とがん検診の同時実施を推進する。
- ・自治体との連携による特定健診・がん検診未受診者への勧奨を強化する。
- ・健診機関の実績を踏まえた健診推進経費を活用した取組を推進する。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないと加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（40歳以上）（実施対象者数：1,416,700人）

- ・生活習慣病予防健診 実施率 59.2%（実施見込者数：838,686人）
- ・事業者健診データ 取得率 9.1%（取得見込者数：128,920人）

■ 被扶養者（実施対象者数：374,948人）

- ・特定健康診査 実施率 30.5%（実施見込者数：114,359人）

- KPI : 1) 生活習慣病予防健診実施率を 59.2%以上とする
- 2) 事業者健診データ取得率を 9.1%以上とする
- 3) 被扶養者の特定健診実施率を 30.5%以上とする

③ 特定保健指導実施率及び質の向上

■ 被保険者

- ・委託と直営分の担当エリアの再調整や利用勧奨実施責任支部モデル運用の励行により、特定保健指導利用案内率の向上を目指す。(90%以上)
- ・本部（支部）が作成する事例集等を活用し、実施率への寄与度が大きい規模・業態の事業所等に重きを置いた利用勧奨を実施する。
- ・健診機関での健診当日分割実施と外部委託による遠隔保健指導（健診会場・施設内）を推進する。
- ・特定保健指導実施場所や遠隔面談などの手法を拡充し、利便性の向上を図る。
- ・共同利用不可事業所への特定保健指導の意義等の説明と不同意登録者等への個別案内を実施し、特定保健指導の認知度向上を図る。

■ 被扶養者

- ・集団健診会場での健診当日実施について、健診機関と直営による特定保健指導をより一層推進する。
- ・直営による支部来所や遠隔面談の利用推進を図る。

ii) 特定保健指導の質の向上

- ・「腹囲 2 センチかつ体重 2 キロ減」の評価体系の見直しに基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。
- ・健診機関保健指導者と直営保健指導者が同席する勉強会や研修会を開催する。
- ・本部が推奨するリフレクション技法の研修を継続し、直営保健師・管理栄養士のアセスメント力等の強化を図る。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないと加え、健保組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ 被保険者（特定保健指導対象者数：185,780人）

- ・ 特定保健指導 実施率21.0%（実施見込者数：39,014人）

■ 被扶養者（特定保健指導対象者数：7,738人）

- ・ 特定保健指導 実施率21.3%（実施見込者数：1,648人）

■ KPI：1) 被保険者の特定保健指導実施率を21.0%以上とする

- 2) 被扶養者の特定保健指導実施率を21.3%以上とする

④ 重症化予防対策の推進

- ・ 健診機関が実施する健診当日や健診結果送付時において治療が必要な方への受診勧奨（0次勧奨）を推進する。
- ・ 血圧、血糖、脂質、肺がん、糖尿病性腎症に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。
- ・ 未治療者に対して特定保健指導の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。
- ・ 大阪府医師会と連携した治療中の糖尿病性腎症患者の重症化を防ぐための取組を進める。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。

- KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする

（※）胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

⑤ コラボヘルスの推進

- ・健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組を促進するため、宣言事業所をサポートするためのコンテンツ等の充実を図る。
- ・健康宣言事業所のなかで、生活習慣要改善者率が高い事業所に対して、事業所訪問を行い、改善のサポートや必要に応じて特定保健指導につなげることで、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。
- ・地方自治体等と連携した取組について、都道府県や市区町村の健康増進計画等も踏まえ推進する。
- ・まいど！健康サポート事業により、従業員の健康づくりに关心を持つ事業主や事業所の取組を継続支援する。
- ・協会保健師・管理栄養士、健診機関との連携を図り、たばこやアルコール、女性の健康等、事業所向けポピュレーションアプローチの機会を拡大する。

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

- KPI：健康宣言事業所数を5,900事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数

	<ul style="list-style-type: none">○ 医療費適正化<ul style="list-style-type: none">① 医療資源の適正使用<ul style="list-style-type: none">i) ジェネリック医薬品の使用促進<ul style="list-style-type: none">・加入者にジェネリック医薬品について正確にご理解いただけるよう、広報等に取り組むとともに、データ分析に基づき重点的に取り組む地域を明確にした上で、継続して使用促進に取り組む。・医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じてデータを活用した関係者への働きかけに取り組む。ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進<ul style="list-style-type: none">・国の方針（※1）を踏まえ、バイオシミラーの使用促進を図るため、医療費データをもとに、地域や医療機関別などの複数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとに医療機関や関係団体への働きかけを行う。 （※1）「2029（令和 11）年度末までに、バイオシミラーに 80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の 60%以上にすることを目指す」iii) 上手な医療のかかり方<ul style="list-style-type: none">・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進等について、加入者への周知・啓発を図る。
--	---

【重要度：高】

国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和 11 年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で 80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に 80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の 60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与することから、重要度が高い。

また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。経済財政運営と改革の基本方針 2025 で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラリを普及する」ことが明記されたことから、フォー

ミュラリの取組を進めることは重要度が高い。

【困難度：高】

ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

- KPI：ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする
(※) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

・医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、大阪府の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、積極的に意見発信を行う。

ii) 医療提供体制等に係る意見発信

・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康増進計画に基づく健康づくりに関する会議や医療費適正化に関する会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入出状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

・都道府県において策定される新たな地域医療構想については、医療機関機能や外来医療、在宅医療、介護との連携等の検討事項に関して、保険者協議会を中心とした保険者間で連携し、地域医療構想調整会議において意見発信を行う。

【重要度：高】

効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

③ インセンティブ制度の実施及び検証

- ・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。

○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- ・医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要であるため、以下の取組を行う。

①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する

②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する

③地域・職域特性を踏まえ、連携して広報を実施する

④評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく

・コミュニケーションロゴやタグライン（協会の役割や事業の特徴を効果的に発信するための短いフレーズ）を使用し、「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。

・地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けることができる媒体であるSNS（LINE）やけんぽアプリ、メールマガジンの活用に取り組む。

・健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。また、電子申請やけんぽアプリ利用者拡大に向け、健康保険委員を通じた広報を強化する。

- KPI：1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を49.6%以上とする
2) SNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月2回以上情報発信を行う

令和8年度 大阪支部事業計画(案)

	<p>3) 健康保険委員の委嘱事業所数を前年度以上とする</p>
3. 組織・運営体制関係	<p>I) 人事・組織</p> <p>① 人事制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none">・目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 <p>② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none">・保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、本部が実施する役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修に職員を参加させることで組織基盤の底上げを図る。 <p>③ 働き方改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。・具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスマント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。・また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、多様な人材が活躍できる職場環境づくりに取り組む。 <p>④ 風通しのよい組織づくり</p> <ul style="list-style-type: none">・協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。 <p>⑤ 支部業績評価を通じた支部の取組の向上</p> <ul style="list-style-type: none">・支部業績評価の評価結果から他支部との比較を通じて、強化が必要な事業を明確にし、取組の底上げを図る。

II) 内部統制等

① 内部統制の強化費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。

② 個人情報の保護の徹底

- ・保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。
- 定期的なリスク管理委員会の開催を通じて個人情報保護管理体制等について検討を行い、個人情報の保護の徹底を図る。

③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底

- ・協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。
- ・定期的なリスク管理委員会の開催を通じてコンプライアンスの推進について検討を行い、各々の課題に即した取組を実施する。

④ 災害への対応

- ・大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。

⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や消耗品の発注システムを活用した隨時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。
- ・調達に当たって、少額随意契約の基準額を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。
- ・更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。

令和8年度 大阪支部事業計画(案)

・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

- KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする

令和8年度 大阪支部予算（案）について

基礎的業務関係予算

支部保険者機能強化予算

支部医療費適正化等予算

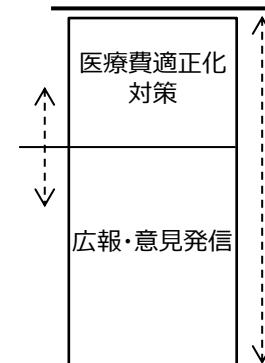
支部保健事業予算

企画・サービス向上関係経費 全体予算枠（10億円程度）

全体予算枠（40億円程度）

予算枠

で分野ごとの配分は原則、支部の裁量で設定できる。

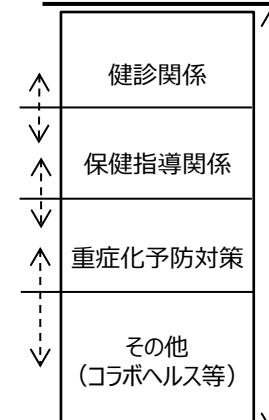


全体予算枠について、
支部毎に配分。

分配方法
全体予算8億円を全
支部一律に定額部分
600万円を設定した
上で、残りを加入者数
で按分し加算し、効率
化分（3%）を差し
引いた額

保健事業経費

で分野ごとの配分は原則、支部の裁量で設定できる。



全体予算枠について、
支部毎に配分。

分配方法
全体予算40億円を
40歳以上の加入者
数で按分した上で、
効率化分（3%）
を差し引いた額

令和8年度大阪支部予算枠（単位：千円）

支部医療費適正化等予算

支部保健事業予算

49,142

323,414

令和8年度 大阪支部保険者機能強化予算(案)

【医療費適正化等予算】

分野	項目	新規/ 継続	取組名	予算額（千円）
医療費適正化対策経費	1	継続	算定基礎説明会にかかる資料作成（印刷）	572
	2	継続	自治体等と連携した、調剤薬局への情報提供	1,011
	3	新規	ラジオを活用したポピュレーションアプローチ	4,136
	4	新規	入院外及び入院医療費にかかる分析と結果に応じた医療費適正化施策提案業務委託	9,053
	5	新規	若年層をメインターゲットとした歯科医療費適正化に向けたサイネージ広報	3,520
	6	継続	上手な医療のかかり方にかかる医療機関サイネージ広報	3,520
	7	継続	被扶養者資格再確認業務に係る被扶養者状況リスト未提出事業所への電話勧奨（外部委託）	3,806
合計				25,618
広報・意見 発信経費	8	継続	LINEを活用した情報発信にかかる業務（外部委託）	6,798
	9	継続	協会けんぽガイダンス（事業所向け）と送付書の印刷・製本および封入封緘	703
	10	継続	協会けんぽGUIDEBOOKの印刷・製本	4,697
	11	継続	納入告知書チラシのデザイン・作成業務	11,082
	12	新規	事業主からの加入者の資格関係の早期かつ適正な届出周知のためのリーフレット作成	193
合計				23,473

計	49,091千円
予算枠	49,142千円

令和8年度 大阪支部保険者機能強化予算(案)

【保健事業予算】

項目番号	新規/継続	取組名	予算額(千円)
1	継続	外部委託による事業者健診データ取得	62,991
2	継続	被保険者の生活習慣病予防健診に係る集団健診	24,750
3	継続	被扶養者の特定健診に係る集団健診	59,708
4	継続	令和9年度年次案内に同封するパンフレット等の作成	23,941
5	継続	令和9年度契約更新に係る契約書等の作成	740
6	継続	事業主に対する生活習慣病予防健診の利用勧奨	11,498
7	継続	婦人科・骨粗鬆症検診の補助対象となる働く女性に対する受診勧奨	2,310
8	新規	人間ドック健診にかかる受診勧奨	1,650
9	継続	特定健診とがん検診の未受診者に対する受診勧奨	2,970
10	継続	特定保健指導対象者への個人宅あて利用勧奨	1,795
11	継続	専門機関による検診当日の遠隔面談（検診車）	495
12	継続	専門機関による健診当日の遠隔面談（施設内）	1,501
13	新規	会場型特定保健指導の実施（被扶養者）	271
14	新規	特定保健指導事例集（大阪版）の作成と展開	2,145
15	新規	特定保健指導の周知用ポスター及びチラシの作成	246
16	継続	特定保健指導実施健診機関向け研修会（集合）	903

令和8年度 大阪支部保険者機能強化予算(案)

【保健事業予算】続き

項目番号	新規/継続	取組名	予算額(千円)
17	継続	健診機関による受診勧奨（0次勧奨）	1,710
18	継続	健診機関による受診勧奨（0次勧奨・尿たんぱく）	2,597
19	継続	未治療者に対する受診勧奨（二次勧奨）	31,383
20	継続	糖尿病性腎症対象者への受診勧奨についての効果検証	8,103
21	新規	健康宣言事業所における生活習慣改善化プロジェクト	8,372
22	継続	健康宣言の振り返り事業	843
23	継続	健康宣言事業所向け健康情報誌の発行（年度内4回）	5,974
24	継続	健康宣言勧奨用リーフレット等の企画・作成	825
25	継続	大阪府及び大阪商工会議所との共催による経営セミナーの開催	1,040
26	継続	令和8年度健康講座	16,775
27	継続	健康宣言事業所専用WEBサイトの保守・運用	8,162
28	継続	事業所（業態別）カルテの作成	2,012
29	新規	禁煙外来を有する健診機関による健診当日の禁煙支援	8,482
30	新規	こども新聞等での健康教育	2,002
31	新規	トレインビジョンとコンコースサイネージによる人間ドック等を中心とした受診勧奨広報	21,406
		その他全般（主に事務経費）	4,917

計	323,317
予算枠	323,414